

「テレワーク助成金の上限増額」 情報

今がチャンス！！

2020年5月1日（金）に「働き方改革推進線助成金（テレワークコース）」の上限額等が変更になりました。

実質、導入ハードルが低くなり、助成金額が倍になりました。

サーバーやシンクライアント、その他ネットワーク機器も含め、テレワークの導入を検討中であれば是非ご相談下さい。

【変更点】

① 1人あたりの上限額及び1企業あたりの上限額を倍増

成果目標達成状況	変更前		変更後	
	達成	未達成	達成	未達成
補助率	3 / 4	1 / 2	3 / 4	1 / 2
1人あたりの上限額	20万円	10万円	40万円	20万円
1企業あたりの上限額	150万円	100万円	300万円	200万円

② 受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象

③ 成果目標のうち、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる目標を廃止

成果目標は下記2点となり、非常にハードルが下がります。

1. 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる。
2. 評価期間において、対象労働者が在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した回数の週間平均を、1回以上とする。

⇒ 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）サイトを確認

「働き方改革推進支援助成金^(※1)」のご案内 (テレワークコース)

労働時間等の設定の改善^{※2}及び仕事と生活の調和の推進のため、

**在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む
中小企業事業主を支援します！**

※1 令和2年度より、「時間外労働等改善助成金」から名称変更しました。

※2 「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

New !

★支給額について、1人当たりの上限額と1企業当たりの上限額を倍増します！

★受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします！

★成果目標を見直します！

月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる目標は廃止します。

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

☐	テレワーク用通信機器^(※)の導入・運用 (例) ・シンクライアント端末(パソコン等) ・VPN装置 ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	☐	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		☐	労務管理担当者に対する研修
		☐	労働者に対する研修、周知・啓発
		☐	外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

※派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限りま。

※少なくとも対象労働者の1人は直接雇用する労働者であることが必要です。

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて、成果目標の達成状況[※]に応じて助成します。※成果目標・評価期間は裏面参照。

対象経費			助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 (注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象			対象経費の合計額 × 補助率 (上限額を超える場合は 上限額 ※) ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額
成果目標の達成状況	達成	未達成	<支給額の例> 労働者100人の企業で、総務、経理部門において400万円のテレワーク用機器を導入し、対象労働者が10人の場合 所要額 400万円 ○成果目標達成の場合 → 300万円を助成 ○成果目標未達成の場合 → 20万円×10人=200万円を助成
補助率	3/4	1/2	
1人当たりの上限額	40万円	20万円	
1企業当たりの上限額	300万円	200万円	

※ 成果目標、ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。



成果目標と評価期間

成果目標

本助成金の「支給対象となる取組」を実施するにあたっては、以下の「成果目標」をすべて達成することを目指してください（達成状況に応じて支給額が変わります）。

- ① 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- ② 評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した回数の週間平均を、1回以上とする

評価期間

上記「成果目標」を達成したかどうかは、事業実施期間（交付決定の日から令和3年2月15日まで）中の、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断します。

※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します。

ご利用の流れ

- ① 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切は12月1日（火））
※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

- ② 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

- ③ 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに支給申請（締切は3月1日（月））
※ 厚生労働省から支給されます

対象となる中小企業事業主

- ① テレワークを新規で導入する中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主も対象です

または

- ② テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク 相談

検索

<https://www.tw-sodan.jp/>

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479（受付時間：平日 9:00～17:00）

（上記のフリーダイヤルがつかない場合には、以下の番号でも受け付けます。（5月31日まで）
電話：03-5577-4724、03-5577-4734

ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。
また、メールでもご相談を受け付けています。sodan@japan-telework.or.jp

所在地：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階

※ 働き方改革推進支援助成金テレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である、一般社団法人日本テレワーク協会により行われています。

- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。
テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf